

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 3 月 31 日

株式会社 Success Holders

2022年3月31日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社 Success Holders
代表取締役 谷口 雅紀

当社及び株式会社P&P（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2022年2月21日付で締結した吸収合併契約に基づき、2022年3月31日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行いましたので、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに基づき、本書面を備え置きます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2022年3月31日
2. 吸収合併消滅会社における法定の手続の経過に関する事項
 - (1) 差止請求
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に基づき、2022年2月25日付の官報にて、本件合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対する個別催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における法定の手続の経過に関する事項
 - (1) 差止請求
本件合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本件合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、差止請求について該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議
当社は、会社法第799条の規定に基づき、2022年2月25日付の官報にて、本件合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、2022年3月31日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 本件合併による変更登記をした日
2022年4月4日付（予定）
7. その他本件合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2022 年 2 月 25 日

株式会社 P&P

2022年2月25日

吸収合併に係る事前開示事項

福岡県福岡市中央区天神四丁目6番28号
株式会社 P&P
代表取締役 加藤 恭信

当社は、当社の100%連結親会社である株式会社Success Holdersを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記の通り、吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項
該当事項の定めはありません。
4. 吸収合併存続会社に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。
5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項
最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

7. 本書面の備置開始日後、本合併が効力を生ずる日までの間に上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容



合併契約書

株式会社 Success Holders（本店：東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号、以下、「甲」という。）と株式会社 P&P（本店：福岡県福岡市中央区天神四丁目 6 番 28 号、以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本件合併」という。）。

第 2 条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和 4 年 3 月 31 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙の協議の上これを変更することができる。

第 3 条（合併の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

第 4 条（増加すべき資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第 5 条（合併承認決議）

甲は、本件合併の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行う。ただし、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

2 乙は、本件合併の効力発生日の前日までに、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

3 前 2 項に定める事項は、合併手続き上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（権利義務全部の承継）

乙は、令和3年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

- 2 乙は、令和3年10月1日から効力発生日に至る間の資産及び負債並びに権利義務の変動について、別に計算書を作成してその内容を甲に明示する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (2) 第8条に従い本契約が解除された場合

第10条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和4年2月21日

(甲) 東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社 Success Holders
代表取締役 谷口 雅紀



会社ご実印

(乙) 福岡県福岡市中央区天神四丁目6番28号
株式会社 P&P
代表取締役 加藤 恭信



会社ご実印



